

令和7年度 岡山県教育委員会免許法認定講習 実施要項

1 目 的

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、小学校教員、中学校教員、養護教員、実習助手等が一種免許状を取得するため及び特別支援学校教員等が特別支援学校教諭一種・二種免許状を取得するための機会を提供し、必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図る。

2 主 催

岡山県教育委員会

3 開設科目・日程・会場

別紙「令和7年度岡山県教育委員会免許法認定講習講座一覧表」のとおり

4 受講対象者

- (1) 小学校教諭二種免許状を有し、小学校・義務教育学校に勤務している教員で、小学校教諭一種免許状取得を希望する者
- (2) 中学校教諭二種免許状を有し、中学校・義務教育学校・中等教育学校に勤務している教員で、中学校教諭一種免許状取得を希望する者
- (3) 養護教諭二種免許状を有し、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校に勤務している養護教諭又は養護助教諭で、養護教諭一種免許状取得を希望する者
- (4) 特別支援学校教諭一種・二種免許状取得を希望する教員
- (5) 高等学校又は中等教育学校に勤務している実習助手等で、高等学校教諭一種免許状取得を希望する者

※県総合教育センターにおいて実施する令和7年度特別支援学級等新任担当教員研修講座の受講義務の免除を受ける場合、講座Dを受講すること。

※原則として、現在岡山県内で勤務している教員を優先するが、定員に達していなければ県外で勤務している教員も受講可能とする。

5 受講申込手続

- (1) 岡山県電子申請サービスにより申し込むこと。
(6月1日から申込受付予定)

申込用URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48019



なお、本年度受講が必須である理由等がある場合は、連絡事項にその内容を記入すること。

- (2) 申込期限

令和7年6月30日(月)

- (3) 受講料

無料とする。ただし、単位修得証明手数料(750円+送料)・資料代・その他必要経費は、受講者の負担とする。

- (4) 申込に当たっての留意事項

別紙「必要単位内訳表」、「申込前の確認事項」及び「オンライン講習の受講について」を参照のこと。

6 受講の決定

- (1) 受講申込者数が定員を超えた場合は、上記「4 受講対象者」(1)～(5)に該当する者を優先しつつ、抽選により決定する。
- (2) 受講の決定は、7月上旬に申込者あてにメールで通知する。抽選の結果等によっては希望する講習を受講することができない場合もあるため、免許状の取得を計画するに当たっては、そのことも考慮しておくこと。

7 受講の辞退

受講申込後（又は受講決定通知書を受領後）にやむを得ない事由により受講できなくなった場合は、速やかに岡山県電子申請サービスにより報告すること。

報告用URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48120



8 単位の授与

講義は2日間の集中講座であり、各講義において単位認定試験が実施される。
単位は、出席状況と試験等の成績により、合格と判定された者に授与する。
なお、必要出席時間数は、講義時間（講義、演習ごと）の5分の4以上とする。

9 教育職員免許法等の改正

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則が平成31年4月1日に改正されたことに伴い、特別支援学校教諭免許状の取得を除き、教育職員免許状の取得方法が変更になっている。改正前の教育職員免許法等に基づいて免許法認定講習等で単位を修得している場合は、別紙「読み替え表」を確認し、旧法から新法への単位の読み替えについて確認し、単位の修得を行うこと。

10 その他

(1) サービスの取扱い

岡山県立学校の教員については、教育公務員特例法（教特法第22条第2項）に基づく研修（職専免研修）とする。上記以外の学校の教員については、服務監督権者（市町村（組合）教育委員会等）を確認すること。

(2) 合理的配慮

免許法認定講習を受講するに当たり、いわゆる障害者差別解消法に定める合理的配慮の提供を希望する場合は、所属長を通じて事前に下記（5）に相談すること。

(3) 研修履歴の記録について

この講習は、研修履歴の必須記録研修となっている。

(4) 講習の延期及び中止について

台風の接近等により実施に影響がある場合は講習を別日に振り替えるが、振替が困難な場合は中止とすることもある。

(5) 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課給与免許班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

E-mail：kyosyoku-menkyo@pref.okayama.jp

(別紙)

令和7年度 岡山県教育委員会 免許法認定講習 一覧表

【小・中・高・養護教諭1種免許状取得用】

区分	免許法施行規則に規定する科目		記号	開講授業科目名	単位	定員	会場	時間割			講師名 (敬称略)
								月日	午前	午後	
高等学校教諭	教科に関する専門的事項に関する科目	農業の関係科目	A	動物栄養学	1	30	岡山大学 農学部 第1講義室	8/25	9:00～ 12:15	13:30～ 16:45	岡山大学 西野 直樹 若井 拓哉
								8/26	9:00～ 12:15	13:30～ 16:45	
		工業の関係科目	B	工業化学の基礎と安全	1	30	岡山大学 一般教養棟 A31	8/25	9:00～ 12:15	13:30～ 16:45	岡山大学 吉岡 朋彦 押木 俊之
								8/26	9:00～ 12:15	13:30～ 16:45	
小・中学校教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術	C	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	1	50	オンライン	7/25	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	岡山大学 尾島 卓
養護教諭	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）						8/1	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	

【特別支援学校教諭1種・2種免許状取得用】

区分	免許法施行規則に規定する科目		記号	開講授業科目名	中心となる領域	含む領域	単位	定員	会場	時間割			講師名 (敬称略)
										月日	午前	午後	
特別支援学校教諭	【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目	—	D	特別支援教育に関する基礎・基本	—	—	1	200	オンライン	7/31	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	新見公立大学 岡本 邦広
										8/1	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	
	【第2欄】特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	E	視覚障害者の心理・生理・病理	視覚障害者	—	1	120	岡山県総合教育センター 多目的ホール	8/19	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	広島大学 森 まゆ
										8/20	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	F	聴覚障害から生じる心理・生理・病理面の課題	聴覚障害者	—	1	120	オンライン	9/6	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	広島大学 林田 真志
										9/7	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	G	聴覚障害児の教育学	—	—	1	120	オンライン	8/4	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	広島大学 新海 晃
										8/5	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	H	知的障害教育総論	知的障害者	—	1	160	オンライン	8/11	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	環太平洋大学 大野呂 浩志
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								8/12	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	I	病弱児の教育	病弱者	—	1	140	オンライン	8/7	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	環太平洋大学 高橋 章二
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								8/8	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	
	【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	J	発達障害の心理と指導法	重複・発達領域	—	1	200	オンライン	7/29	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	川崎医療福祉大学 西田 裕明
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								7/30	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	K	障害児総論	—	視・聴・知・肢・病	1	200	オンライン	8/21	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	くらしき作陽大学 松崎 保弘 中根 征也
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								8/22	8:45～ 12:00	13:00～ 16:15	

※講座E、F、G、H、Iの科目は、「中心となる領域」欄に定める障害者領域に対応した特別支援学校教諭免許用の単位です。

※開講授業科目名、担当講師等については現段階の予定であり、変更となる可能性があります。・

時間割【A・B】

受付 8:30～ 9:00
1時限 9:00～10:30
2時限 10:45～12:15
3時限 13:30～15:00
4時限 15:15～16:45

時間割【C～K】

受付 8:30～ 8:45
1時限 8:45～10:15
2時限 10:30～12:00
3時限 13:00～14:30
4時限 14:45～16:15

◎旧法で開設された『教科に関する科目』及び『教職に関する科目』の新法への読み替え表

【小・中・高等学校教諭】

旧法	新法
「教科に関する科目」 「教育課程及び指導法に関する科目」 （「各教科の指導法」に限る）	「教科及び教科の指導法に関する科目」
「教職の意義等に関する科目」 「教育の基礎理論に関する科目」 「教育課程及び指導法に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」に係る部分に限る。）	「教育の基礎的理解に関する科目」
「教育課程及び指導法に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」及び「各教科の指導法」を除く。） 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
「教育実習」 「教職実践演習」	「教育実践に関する科目」

【養護教諭】

旧法	新法
「教職の意義等に関する科目」 「教育の基礎理論に関する科目」 「教育課程及び指導法に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」に係る部分に限る。）	「教育の基礎的理解に関する科目」
「教育課程に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」を除く。） 「生徒指導、教育相談に関する科目」	「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
「養護実習」 「教職実践演習」	「教育実践に関する科目」

小学校教諭二種免許状から一種免許状への上進

小二種免取得後に小学校（小学部）教員としての在職年数			短大卒 12年	大卒等 6年
最低修得単位数			10	
教科事項に関する専門的 科目	必要単位数		1	
	単位内訳	1以上の教科	1	
に各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解等	必要単位数		7	
	単位内訳	「教育の基礎的理解に関する科目」	1以上	
		「各教科の指導法に関する科目」	1以上の科目又は事項を含んで 4以上	
		「道徳の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」		
		「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	1以上の事項を含んで 1以上	
設定する独自科目に	必要単位数		2	
	単位内訳	『教科及び教職に関する科目』（「教育実習」を除く。）のいずれかの科目	2	

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

中学校教諭二種免許状から一種免許状への上進

中二種免取得後に中学校（中学部）教員としての在職年数			短大卒 12年	大卒等 6年
最低修得単位数			10	
教科事項に関する専門的科目	必要単位数		3	
	単位内訳	次頁参照	次頁参照	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的科目等	必要単位数		5	
	単位内訳	「教育の基礎的理解に関する科目」	1以上	
		「各教科の指導法に関する科目」	1以上の科目又は事項を含んで 2以上	
		「道徳の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」		
		「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」		
			1以上の事項を含んで 1以上	
大学が定める独自科目	必要単位数		2	
	単位内訳	『教科及び教職に関する科目』（「教育実習」を除く。）のいずれかの科目	2	

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

③中学校教諭：「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法
【免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号、2号、3号、4号】

免許 教科	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項
国語	・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ・国文学（国文学史を含む。） ・漢文学 ・書道（書写を中心とする。）
社会	・日本史・外国史 ・地理学（地誌を含む。） ・「法律学、政治学」 ・「社会学、経済学」 ・「哲学、倫理学、宗教学」
数学	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ
理科	・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	・ソルフェージュ ・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ・指揮法 ・音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	・絵画（映像メディア表現を含む。） ・彫刻 ・デザイン（映像メディア表現を含む。） ・工芸 ・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健 体育	・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ・生理学（運動生理学を含む。） ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	・生理学・栄養学 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

免許 教科	教 科 に 関 す る 科 目
技術	・材料加工（実習を含む。） ・機械・電気（実習を含む。） ・生物育成 ・情報とコンピュータ
家庭	・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学 ・保育学
職業	・産業概説 ・職業指導 ・「農業、工業、商業、水産」 ・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業 指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理
英語	・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解
宗教	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」

注意

- 1 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める『教科に関する専門的事項』に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。
- 2 『教科に関する専門的事項』には、一般的包括的な内容が含まれていなければならない。
- 3 英語以外の外国語の『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。
- 4 「 」書きについては、そのうち1以上の科目について修得すること。
ただし、免許教科『職業』の「農業、工業、商業、水産」については、2以上の科目についてそれぞれ2単位以上修得すること。（水産は商船に代替することができる。）

教員歴を利用した特別支援学校教諭二種免許状取得

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭のいずれかの普通免許状取得後、その免許状の相当学校又は特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数				3年
最低修得単位数				6
特別支援教育に関する科目	単位数内訳	第1欄	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	1以上
		第2欄	「特別支援教育領域に関する科目」	1以上
		第3欄	「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」	1以上

- ※旧法で開設された科目は、下記を参照のうえ新法に読み替えてください。
- ※第2欄の単位の修得に当たっては、免許状に定められることとなる教育領域に関する「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。
- ※第3欄の単位は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項について、それぞれ「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。
- ※第2欄の単位は、当該領域を定める特別支援教育免許状以外の領域の免許取得時の第3欄の単位として利用できる。

◎旧法で開設された『特殊教育に関する科目』の新法への読み替え表（特別支援学校教諭）

旧法	新法
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

【必要単位内訳表】

教育職員検定による「実習の教科」の免許状取得
(高等学校教諭一種免許状)

基 礎 資 格			別表第五	附則 9 項	
			ロ	ハ	ニ
実 習 助 手 と し て 良 好 な 成 績 で 勤 務 し た 期 間			－	6 年	3 年
最 低 修 得 単 位 数			1 0		
科 的 事 項 に 関 する 専 門 目 的	必 要 単 位 数		5		
	内 単 位 数	次表参照	次表参照		
的 各 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 の 基 礎 等	必 要 単 位 数		5		
	単 位 内 訳	「教育の基礎的理解に関する科目」	1 以上	2 以上	
		「各教科の指導法に関する科目」	1 以上の科目 又は 事項を含んで 1 以上	1 以上の科目 又は 事項を含んで 1 以上	
		「総合的な探究の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」			
		「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の 理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	1 以上の事項 を含んで 1 以上	1 以上の事項 を含んで 1 以上	

※基礎資格

- 【別表第五 ロ】それぞれの臨時免許状取得後、3年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務したこと。
- 【附則 9 項 ハ】高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において、それぞれの実習に係る事業に関する学科を修めて卒業すること又はこれと同等以上の資格を有すること。
- 【附則 9 項 ニ】9年以上、それぞれの実習に関する実地の経験を有すること。

「教科に関する専門的事項に関する科目（関係箇所抜粋）」

免許教科	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	最 低 修 得 単 位 数
農 業 実 習	・ 農業の関係科目 ・ 職業指導	左の 1 以上の科目について各 1 単位以上
工 業 実 習	・ 工業の関係科目 ・ 職業指導	左の 1 以上の科目について各 1 単位以上

教員歴を利用した特別支援学校教諭一種免許状取得

特別支援学校教諭二種免許状取得後、その免許状の相当教育領域（複数の教育領域を定めた免許状の場合は、そのいずれかの領域）を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数				3 年
最低修得単位数（特別支援学校教諭 2 種免許状取得後に修得した単位）				6
る 特 別 支 援 学 校 教 諭 関 係 科 目	単 位 内 訳	第 1 欄	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	1 以上
		第 2 欄	「特別支援教育領域に関する科目」	1 以上
		第 3 欄	「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」	1 以上

- ※旧法で開設された科目は、下記を参照のうえ新法に読み替えてください。
- ※第 2 欄の単位の修得に当たっては、免許状に定められることとなる教育領域に関する「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。
- ※第 3 欄の単位は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項について、それぞれ「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。
- ※第 2 欄の単位は、当該領域を定める特別支援教育免許状以外の領域の免許取得時の第 3 欄の単位として利用できる。

◎旧法で開設された『特殊教育に関する科目』の新法への読み替え表（特別支援学校教諭）

旧法	新法
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

養護教諭二種免許状から一種免許状への上進

養二種免取得後に養護（助）教諭として勤務した在職年数			短大卒 5 年	大卒等 1 年
最低修得単位数			10	
科養護に 関する 目録	必要単位数		6	4
	単 位 内 訳	「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」	1 以上	
		「学校保健」	} いずれかで1 以上	
		「養護概説」		
		「栄養学（食品学を含む。）」	1 以上	
		「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」	1 以上	
		「健康相談活動の理論及び方法」		
		「解剖学及び生理学」		
		「微生物学、免疫学、薬理概論」		
		「精神保健」		
関養護教諭・栄養教諭の 教育の基礎的理解に する科目等	必要単位数		4	3
	単 位 内 訳	「教育の基礎的理解に関する科目」	1 以上	
		「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」	1 以上	
設大 定学 する 科独 目自 に	必要単位数			2
	単 位 内 訳	『養護に関する科目』又は『養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等』のいずれかの科目		2

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

申込前の確認事項

1 来場方法について

(岡山大学会場)

構内及び敷地内の駐車場は一切使用できないので、必ず公共交通機関等をご利用ください。駐車許可証も発行されませんのでご注意ください。なお、無許可駐車で車輪止め等の処分対象になっても、対応は一切いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(岡山県総合教育センター)

下記URL（岡山県総合教育センターHP「交通アクセス」）をご参照ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/672002.html>

2 講習で使用するテキストについて

受講する講座によりテキスト等の準備が必要となる場合があります。

本年度はオンラインでの開講講座も多く、対面式での開講予定講座についても急遽オンラインへの変更することもあり得るため、講座初日の受付時の販売は行いません。

使用テキスト等の準備物については受講者決定後に改めてお伝えいたしますので、受講日までに各自でご準備ください。

3 オンライン講習の受講について

本年度の講習は一部オンライン会議システムを使用して実施します。

オンラインで実施する講習の受講申込みをする場合は、別紙「オンライン講習の受講について」を確認の上、申込を行ってください。

以上の内容を十分ご確認の上、受講申込を行ってください。

オンライン講習の受講について

本年度の講習は一部オンライン会議システムを使用して実施する予定です。

受講環境の確保や、オンライン会議アプリの操作方法、受講者のインターネット環境による通信不良といった不具合について、一切のサポートはいたしかねますので、あらかじめご了解いただける方のみお申し込みいただきますようお願いいたします。

1 開講方式

オンライン会議アプリ「Z o o m」を使用して開講します。

2 受講に必要な条件

- (1) カメラ・マイクの機能を備えたパソコンの準備
タブレット端末、スマートフォンは、講習に適しませんので、デスクトップ型又はノート型のパソコンをご用意ください。
講習中の出席確認のためWEBカメラは常にオンにさせていただきます。
- (2) オンライン会議アプリ「Z o o m」のインストール
使用するパソコンに最新のバージョンの「Z o o m」がインストールされていること。これまでにZ o o mを使ったオンライン会議等に参加したあるいは開催したことがある方。受講日までに操作方法を確実に習得できる方。
- (3) インターネット環境（高速回線等）が整っている方
インターネット接続・モバイル通信に係る費用は自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

3 講習の記録について

- (1) 講習中の出席確認及び履修認定試験における不正防止のため、講習の録画を行います。（当該記録で得た個人情報は、上記以外の目的では使用いたしません。また、情報は履修認定後速やかに破棄いたします。）
- (2) 講習内容の録画・録音はご遠慮ください。また、講習内容を録画・録音又はスクリーンキャプチャしたものを他人に提供したり、閲覧可能な形でアップロードすることは著作権法違反になりますので、十分ご注意ください。

4 注意事項

- (1) 講習当日の受講者側のインターネット環境の不調・不具合により出席確認ができない状況が続いた場合も、欠席扱いとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 主催者側のネットワーク不調その他の理由により講習が実施できなかった場合は、延期又は中止することがあります。

5 その他

ミーティングIDの連絡や事前配布資料の有無等、その他オンライン講習の受講に当たっての詳細については、受講者決定の後、お申込みの際に記入いただいたメールアドレスへご連絡いたします。

岡山県教育委員会免許法認定講習 よくある問い合わせについて (特別支援学校教諭免許状取得用)

Q. 特別支援学校教諭の免許状とはどんなものですか？

A. 特別支援学校で勤務する場合に必要な免許状です。二種・一種・専修の3種類があり、二種より一種が、一種より専修が上位の免許状になります。

また、免許状の中の中学校や高等学校の免許状の教科に当たる部分に、教授を担当できる障害の領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。））が記載されています。複数の領域を担当できる場合は、1枚の免許状に複数の領域が記載されるようになります。一度免許状を取得した後に、領域を追加することもでき、その場合は取得した免許状に新たに加わった領域が追加された免許状が交付されます。

Q. 現在特別支援学校に勤務していませんが、取得することができますか？

A. できます。

特別支援学校に勤務する教員（指導教諭・教諭・助教諭・講師・非常勤講師）はもちろん、幼・小・中・高・中等教育学校・義務教育学校の教員の方も取得が可能です。

Q. 免許法認定講習の単位はどの方法での免許状取得に使用できますか？

A. 岡山県教育委員会免許法認定講習で修得した単位は、**勤務歴を利用して特別支援学校教諭免許状を取得する場合の単位として使用することができます。**勤務歴を利用しない方法での免許取得の場合は使用できませんのでご注意ください。

Q. 岡山県以外の都道府県や大学が実施する免許法認定講習等で修得した単位は、特別支援学校教諭の免許状取得に使用できますか？

A. できます。ただし、勤務歴を利用して特別支援学校教諭の免許状を取得する場合やすでに取得している特別支援学校教諭免許状に領域を追加する場合にのみ利用できます。

Q. 学校への勤務歴が3年未満です。勤務歴が3年以上ないと免許法認定講習の受講はできませんか？

A. 特別支援学校教諭二種免許状を勤務歴を利用して取得する場合は、**普通免許状（幼・小・中・高の二種・一種・専修・二級普通・一級普通免許状）を取得した後であれば、免許法認定講習の受講は可能です。**ただし、免許状取得の申請は、普通免許状を取得した後、幼・小・中・高・中等教育学校・義務教育学校・特別支援学校で3年以上、教員としての勤務をした後でなければなりません。

【勤務歴を利用した特別支援学校教諭免許状取得の条件（簡易版）】

取得しようとする 免許状	特別支援学校教諭	
	二種免許状	一種免許状
基礎となる免許状	幼・小・中・高の 普通免許状	盲・聾・養護学校・特別支援学校教諭の 二種免許状
基礎となる免許状取得後の 教員としての勤務歴	3年 ※休職・休業等を除く良好な成績での勤務年数	
基礎となる免許状取得後に 修得が必要な単位数	最低6単位	

Q. これまでに免許法認定講習で取得した単位があります。特別支援学校教諭免許状を取得するために、あとの講座を受ければよいのでしょうか？

A. 以下の資料を揃えて、**申請者本人が**岡山県教育庁教職員課まで**電子メール**でお問い合わせください。

①特別支援学校教諭免許状取得用に修得した単位が確認できる「単位修得証明書」（免許法認定講習で修得した単位の場合）や「学力に関する証明書」（大学等で修得した単位の場合）

②以下の内容を記載したもの（メールの場合は本文に記載しても構いません。）

・取得を希望する免許状の種類及び相談内容、氏名、連絡先

例：特別支援学校教諭二種免許状（知的・肢体）を令和〇年〇月までに取得したい。現在修得済みの単位は別紙のとおり。今年度の岡山県免許法認定講習で受講しないとしない講座を教えてください。

〇〇市立〇〇小学校 岡山 花子

電話番号 086-226-7579（学校）090-1234-5678（本人携帯）

Q. 今年度の岡山県の免許法認定講習だけで特別支援学校教諭二種免許状を取得したいのですが、どれでもよいので6単位修得すればよいのでしょうか？

A. 取得を希望する、担当できる障害の領域により、受講しないとしない講座が変わってきます。（※下記記号は、「令和7年度岡山県教育委員会免許法認定講習講座一覧表」に対応）

【聴覚障害と知的障害の領域を取得する場合の例】

D・F・G・H・J・Kの6単位

【聴覚障害と病弱の領域を取得する場合の例】

D・F・G・I・J・Kの6単位

【知的障害と病弱の領域を取得する場合の例】

D・H・I・J・Kの5単位 + E・F・Gのうちいずれか1単位 合計6単位

【聴覚障害の領域のみを取得する場合の例】

D・E・F・G・J・Kの6単位

【知的障害の領域のみを取得する場合の例】

D・E・H・J・Kの5単位 + F・Gのうちいずれか1単位 合計6単位

【病弱の領域のみを取得する場合の例】

D・E・I・J・Kの5単位 + F・Gのうちいずれか1単位 合計6単位

免許法認定講習で

6/30
申込
締切

特別支援学校教諭免許状

を取得しませんか？

発達障害や知的な遅れなど、特別な支援を必要とする児童・生徒は多くの学校・学級に在籍しています。

学校現場で特別支援教育へのニーズが高まる中、岡山県教育委員会では、「専門性を高めたい!」「最新の知識・技能を修得したい!」という先生方を対象として、毎年夏時期に「免許法認定講習」を開設しています。

指導・支援のさらなる充実に向けて、“はじめての一步”を踏み出してみませんか？

イイコト①

特別支援学級 新任担当者研修が免除

(県総合教育センター)

イイコト②

受講費用は不要

イイコト③

3年以上の教員歴+6単位 (計12日間)
で免許状を取得可能 (常勤の場合)

簡単・便利な電子申請で!

お申込みはこちら ➡

<https://www.pref.okayama.jp/page/722146.html>



[問い合わせ先]

岡山県教育庁 教職員課 給与免許班

kyosyoku-menkyo@pref.okayama.jp